

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成24年9月20日(2012.9.20)

【公表番号】特表2011-530585(P2011-530585A)
 【公表日】平成23年12月22日(2011.12.22)
 【年通号数】公開・登録公報2011-051
 【出願番号】特願2011-522927(P2011-522927)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 11/02 (2006.01)

A 6 1 K 31/7076 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 11/02

A 6 1 K 31/7076

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月1日(2012.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

A₁アデノシン受容体アゴニストを含む、騒音曝露後の騒音性難聴の治療剤。

【請求項2】

A₁アデノシン受容体アゴニストを含む、騒音曝露後の蝸牛の組織傷害の治療剤。

【請求項3】

A₁アデノシン受容体アゴニストが選択的A₁アデノシン受容体アゴニストである、請求項1または請求項2に記載の剤。

【請求項4】

選択的A₁アデノシン受容体アゴニストが、N6-シクロペンチルアデノシン(CPA)、2-クロロ-N⁶-シクロペンチルアデノシン(CCPA)、S-N⁶-(2-endo-ノルボルニル)アデノシン[S(-)-ENBA]、アデノシンアミン同種物(ADAC)、([1S-[1a,2b,3b,4a(S⁺)]]-4-[7-[[2-(3-クロロ-2-チエニル)-1-メチルプロピル]アミノ]-3H-イミダゾ[4,5-b]ピリジル-3-イル]シクロペンタンカルボキサミド)(AMP 579)、N-[R-(2-ベンゾチアゾリル)チオ-2-プロピル]-2-クロロアデノシン(NNC-21-0136)、N-[(1S, trans)-2-ヒドロキシシクロペンチル]アデノシン(GR79236)、N-(3(R)-テトラヒドロフラニル)-6-アミノプリンリボシド(CVT-510、テカデノソン(Tecadeonson))、N6-シクロヘキシル-2-O-メチルアデノシン(SDZ WAG 994)、およびN6-シクロペンチル-N5'-エチルアデノシン-5'-ウロンアミド(セロデノソン)を含む群から選択される、請求項3に記載の剤。

【請求項5】

選択的A₁アデノシン受容体アゴニストがADACである、請求項4に記載の剤。

【請求項6】

選択的A₁アデノシン受容体アゴニストがCCPAである、請求項4に記載の剤。

【請求項7】

A₁アデノシン受容体アゴニストが非選択的A₁アデノシン受容体アゴニストである、請求項1または請求項2に記載の剤。

【請求項 8】

非選択的A₁アデノシン受容体アゴニストがアデノシンである、請求項 7 に記載の剤。

【請求項 9】

全身的に投与されるものである、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 10】

蝸牛の正円窓膜上に局所的に投与されるものである、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 11】

急性の騒音またはインパルス騒音に曝露された患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 12】

長期間の過度の騒音に曝露された患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 13】

過度の騒音への曝露から約24時間以内に投与されるものである、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 14】

過度の騒音への曝露から約6時間以内に投与されるものである、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 15】

過度の騒音への曝露の後、該剤を1回よりも多く投与することを含む投与計画に従って投与されるものである、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 16】

最初の投与が過度の騒音への曝露から約24時間以内に投与される投与計画に従って投与されるものである、請求項 15 に記載の剤。

【請求項 17】

最初の投与が過度の騒音への曝露から約6時間以内に投与される投与計画に従って投与されるものである、請求項 15 に記載の剤。

【請求項 18】

最初の投与が過度の騒音への曝露から約6時間以内に投与され、かつ残りの投与が最初の投与時から24時間間隔で単回投与として投与される投与計画に従って投与されるものである、請求項 17 に記載の剤。

【請求項 19】

該剤を少なくとも5回投与することを含む投与計画に従って投与されるものである、請求項 15 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 20】

過度の騒音への曝露が、24時間の110 dBの音圧レベルという騒音レベルの騒音を超えないものである、請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の剤。

【請求項 21】

ADACの互変異性型、立体異性体、多形体、薬学的に許容される塩、および/もしくは薬学的に許容される溶媒和物、ならびに/または化学的変異体を含むADACを含む、哺乳動物の騒音曝露後の騒音性難聴の治療剤。

【請求項 22】

ADACの互変異性型、立体異性体、多形体、薬学的に許容される塩、および/もしくは薬学的に許容される溶媒和物、ならびに/または化学的変異体を含むADACを含む、騒音曝露後の哺乳動物における蝸牛の組織傷害の治療剤。